

岩手県告示第368号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所及び薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成22年4月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
及川歯科医院	大船渡市盛町字東町6番地2	平成21年9月30日
川井村国民健康保険川井中央診療所	下閉伊郡川井村大字川井第2地割169番地5	平成21年12月31日
川井村国民健康保険川井歯科診療所	下閉伊郡川井村大字川井第2地割169番地5	”
かわぐち調剤薬局	二戸郡一戸町一戸字本町22番地1	”
坂井医院	岩手郡岩手町大字五日市第10地割151番地1	平成22年1月10日